

木工事完了報告及び補助金請求時に必要な書類

(不足がないか☑して確認してください。)

区 分	書 類 名
新築・購入 のとき	<input type="checkbox"/> 木工事完了報告書兼請求書【新築、購入用】（様式6-1） <input type="checkbox"/> 木材使用量計算書【実績量】（様式3-2） <input type="checkbox"/> さいたま県産木材販売伝票の写し <input type="checkbox"/> 建築確認済証又は建築工事届の写し <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> 補助金加算申請書（様式7）※加算要件に該当する場合 <input type="checkbox"/> 平面図・立面図の写し※申込時から変更のある場合
増改築 のとき	<input type="checkbox"/> 木工事完了報告書兼請求書【増改築用】（様式6-2） <input type="checkbox"/> 木材使用量計算書【実績量】（様式3-2） <input type="checkbox"/> さいたま県産木材販売伝票の写し <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> 平面図・立面図又は工事の概要がわかる図面の写し ※申込時から変更のある場合
内装木質化 のとき	<input type="checkbox"/> 木工事完了報告書兼請求書【内装木質化用】（様式6-3） <input type="checkbox"/> 施工面積計算書【実績】（様式3-2（2）） <input type="checkbox"/> さいたま県産木材販売伝票の写し <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> 内装木質化工事の概要がわかる図面の写し （県産木材による施工面積がわかるように色分けし、寸法を記入してください。）※申込時から変更のある場合

【さいたま県産木材販売伝票に関する注意点】

さいたま県産木材販売伝票は、販売された木材が県産木材であることを証明するものです。丸太から証明されている必要があるため、丸太を伐採した事業者（一次発行者）まで遡ったすべての販売伝票を添付してください。詳細は、Q & Aをご覧ください。

【写真に関する注意点】

次のものがが必要です。確認できない場合は、追加の提出をお願いすることがあります。

- ・ 木工事完了時の全景（1～2枚）
- ・ 内部の木材使用状況がわかるもの（さいたま県産木材認証シール※の貼付箇所を5～6枚）

※さいたま県産木材認証シールについては、Q & Aをご覧ください。